

(別記2)

秋田県大区画化等推進協議会規約

制定 令和8年3月19日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県大区画化等推進協議会（以下「本協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を秋田県秋田市高陽幸町3番37号 秋田県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、秋田県内における大区画化等加速化支援事業（以下「本事業」という。）の推進により、県内の農用地の大区画化等を促進し、もって県内における農業の生産性向上を図ることを目的として設立する。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 本事業の地区の審査及び採択に関すること。
- 二 本事業の事業実施主体への交付事務に関すること。
- 三 本事業の事業実施主体に対する技術的支援及び指導に関すること。
- 四 本事業に係る需要量調査に関すること。
- 五 本事業に係る国への申請及び報告に関すること。
- 六 その他本事業の実施及び本協議会の運営を円滑に行うために必要なこと。

2 本協議会は、前項各号に規定する事務の一部を県内土地改良区又は土地連に委託して実施する。

第2章 会員等

(本協議会の会員)

第5条 本協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 秋田県農林水産部農地整備課 課長
- 二 各市町村の農政を所管する部長（部を置かない市町村にあっては、当該事務を所管する課長）
- 三 本事業を実施する土地改良区及び将来本事業を行うことが見込まれる土地改

良区 理事長

四 公益社団法人 秋田県農業公社（以下「農業公社」という。）専務理事

五 一般社団法人 秋田県農業会議（以下「農業会議」という。）専務理事

六 土地連 専務理事

（届出）

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく本協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第7条 本協議会に次の役員を置く。

一 会 長 1名

二 副会長 1名

三 監 事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 本協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、5年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第11条 本協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

- 四 本協議会において実施しようとする事業の実施に関する事。
- 五 その他本協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 本協議会規約の変更
- 二 本協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 本協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - 一 会長が指名する市町村の担当課長
 - 二 会長が指名する土地改良区の事務局長
 - 三 秋田県農林水産部農地整備課農地整備チームリーダー

- 四 農業公社農地管理部次長
 - 五 農業会議事務局長
 - 六 土地連農地整備部長
- 3 幹事長は、土地連農地整備部長とする。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関する事。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、同項第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき本協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次に掲げるものをもって組織する。
- 一 土地連
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 本協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。
- 5 事務局長及び事務局次長は、第3項の責任者の中から、会長が任命する。
- 6 本協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 本協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 本協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 本協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 本協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大区画化等加速化支援事業費のうち協議会運営事業費以外のもの
- 二 大区画化等加速化支援事業費のうち協議会運営事業費
- 三 その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 本協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 本協議会の事務に要する経費は、第26条第2号及び第3号に掲げる資金をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 本協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
 - 三 正味財産増減計算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱（令和7年12月16日付け7農振第2144号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、大区画化等加速化支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7農振第2145号農林水産省農村

振興局長通知。以下「要領」という。) その他の規程の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第8章 本協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程を変更した場合には、会長は、遅滞なく東北農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第1項各号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき東北農政局長に返還するとともに、同条第1項各号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

第34条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和8年3月19日から施行する。
- 2 本協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、令和12年3月31日までとする。
- 3 本協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 本協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。